

浪速区国保をよくする会との協議等議事録（要旨）

浪速区役所窓口サービス課（保険年金担当）

- 1 日 時 令和6年9月11日（水）午後2時 ～ 午後3時
- 2 場 所 浪速区役所703・704会議室
- 3 団 体 名 浪速区国保をよくする会
- 4 協議等の趣旨 完全統一を理由にした国保料減免制度の改悪を行わないよう求める要望
- 5 出 席 者
（団体側） 代表者 他8人
（本 市） 浪速区役所 4人
- 6 議 事

（1）保険料の引き下げについて（項目番号1）

【団体要望概要】

- ・物価高騰や介護保険料の引き上げなどと伴に国民健康保険料の府内統一により保険料が高額となっている。保険料の引き下げを国に要望するのではなく大阪市として対応することを要望する。
- ・保険料が毎年高額となっている要因は何か。

【本市説明概要】

- ・令和6年度以降は、府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなるが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使ってきた財源を大阪府に集約し、有効に活用するなどによる財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進める。
- ・高齢化に伴う医療費の増加等が要因と思われる。

（2）減免について（項目番号2）

【団体要望概要】

- ・所得が前年の3割以上減にならないと減免の対象ではない。1～2割減の方々は保険料が高額となって所得が減となっている。生活苦割みみたいなもので対応することを要望する。
- ・今年からの即時減免の確認。

【本市説明概要】

- ・保険料の全額負担が困難な世帯については、府内統一基準に基づき、災害を理由に保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施している。今後においても、

府内統一基準に沿った対応を行う。

また、支払いが困難な場合などは、丁寧な納付相談を行うとともに必要に応じて執行停止等の検討も行っている。

- ・昨年度までは退職減免と営業不振減免があったが、今年度から減免についても府内統一で所得減少減免となり、減少した事実発生日と3割以上減少していることが確認できれば即日で減免を行うことが可能となった。

(3) 差押について(項目外)

【団体要望概要】

- ・財産調査 3,650 世帯で差押 292 世帯となっているが差押をしていない 3,300 世帯はどうなったのか確認。

【本市説明概要】

- ・差押できる財産が判明した場合は差押えしますが、財産調査後に納付相談をした場合などもある。

(4) 転居について(項目外)

【団体要望概要】

- ・浪速区は転居率が高い。最近まで居住していたが転居している場合が多数ある。その場合はどうするのか。

【本市説明概要】

- ・郵便物などを送付して何度も返送される場合は居住調査を行い、居住が確認できない場合は住民情報担当と連携して職権消除等の資格の適正化に努めている。

(5) マイナ保険証について(項目外)

【団体要望概要】

- ・浪速区としてはどういう段取りを考えているのか確認したい。

【本市説明概要】

- ・12月2日からはマイナ保険証となるが、12月1日までに交付した保険証は有効期限まで使用可能である。
10月に更新保険証として11月1日から来年10月31日まで有効な保険証を送付する。後期高齢者の方には8月1日から来年7月31日まで利用できる保険証を既に交付している。
12月2日以降、マイナ保険証を持っていない方には資格確認証を区役所から送付することとなっているが、具体的な取り扱いが国より示されていないため詳しいことは不明な状況である。